

アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業 委託要項

令和5年2月14日

スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

今後の体育活動においては、東京2020大会を契機に推進されてきたオリンピック・パラリンピック教育で蓄積された多様な指導教材・指導事例の情報提供や活用、アスリートとの交流活動など、大会のレガシーを生かしつつ、より質の高い教育活動を進めていく必要がある。

子供たちが、アスリートとの直接的な触れ合いの中でわかる・できるを体感し、運動の多様な楽しみ方やできる喜びを味わうことを通して、体育授業等で学んだことを日常生活に活かした望ましい運動習慣の形成など、体力・運動能力の向上に資するための体育授業等の充実・高度化を図る。

2. 事業の内容

アスリートの派遣を希望する学校や教育委員会がスムーズにアスリートの派遣を受けられるよう、その仕組みを構築する。アスリートと子供たちの交流の中で、競技経験から得られた知見を活かした技術指導や自身の体験から感じたスポーツの価値を伝え、子供たちが自ら運動する意欲を喚起する教育手法の研究・展開を図るとともに、実践を通して、学校現場で活用できる教材・指導案などの蓄積及び普及を目指す。特にパラアスリートとの交流に重点を置き、パラスポーツへの理解や障害の有無にかかわらず一緒にスポーツに親しむ共生社会の実現にもつなげる。

具体的には、以下の内容について実施するものとする。

- (1) 学校へ派遣可能なアスリートリストの作成、登録アスリートへの研修の実施
- (2) アスリートの学校派遣の調整・実施
- (3) 事業成果の検証及び広報活動の実施
- (4) 次年度の学校派遣の準備業務

3. 委託先

委託先は、アスリートの学校派遣等に関しての知識を有し、上記2に示した委託業務を円滑に行うことができる団体（以下「団体」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から事業が終了する日までとする。ただし、契約日が属する年度をまたぐことはできない。

5. 委託手続

- (1) 上記3に示した者が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記(1)により提出された事業計画書の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該者に対して事業を委託する。

6. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

7. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、保険料、消耗品費、雑役務費、人件費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。
- (2) スポーツ庁は、団体が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8. 完了（廃止等）の報告

団体は、事業が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、完了した日から10日以内、または契約期間満了日のいずれか早い日までに、事業完了報告書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 団体は、事業の実施に当たっては、効率的な実施に努めること。また、派遣するアスリートに傷害保険等を活用するなど、安全確保に万全を期すこと。
- (2) スポーツ庁は、団体が実施する事業の内容が本事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (5) 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) 委託先は、本事業の実施に当たり、研究成果の報告書の作成や報告会の開催等、対外的な発信をする際は、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。